

令和9年度秋田県地域公共交通計画に記載する地域間幹線系統の 運送予定者（乗合バス事業者）の募集実施要領

1 趣旨

県内の広域的・幹線的バス路線の維持・確保については、国との協調により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び秋田県地方バス路線運行対策費補助金交付要綱に基づき、乗合バス事業者に対し運行費等の補助を行っているところである。

運行費等の補助を受けるには、秋田県地域公共交通活性化協議会が策定し、国土交通大臣が認定する地域公共交通計画に運送予定者として記載される必要があることから、運送予定者となる乗合バス事業者を募集するものである。（補助要件の詳細については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等を参照）

2 参加資格

次の全てに適合すること。なお、参加資格を証明するため、3に定める参加資格の確認手続を行うこと。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による許可を受けた者
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行で、県内の複数市町村にまたがる路線を運行する者。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。

3 参加資格の確認手続

運送予定者となることを希望する者は、次により秋田県地域公共交通活性化協議会に申請し、2に規定する参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は申請書を受理した後に行い、その結果を令和8年4月10日（金）までに電子メール等で通知する予定である。

(1) 提出書類

地域公共交通計画参加資格確認申請書（様式第1号）

※添付書類

- ① 令和6年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ② 令和8年10月1日時点における運行路線に係る路線図（ただし、秋田県地域公共交通計画に掲載され、現に運行している路線については、省略することができる。）

(2) 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3) 期 限 令和8年3月23日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課 地域交通チーム

TEL：018-860-1283 FAX：018-860-3879

E-mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp